

# 危険物新聞

第 391 号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会  
 発行人 藤 井 政 雄  
 編集人 松 村 光 惟

大阪市西区新町1丁目5-7  
 四つ橋ビル  
 TEL (531) 9717・5910  
 定 価 1 部 60 円

## 第 2 回危険物取扱者試験

### 10月26日、工大で

第 3 回は引続き12月 7 日、府大で

（財）消防試験研究センター大阪府支部では昭和61年度第 2 回危険物取扱者試験を次のとおり実施することになった。

- ▷ 試 験 日 10月26日 (日)
- ▷ 試 験 種 目 甲種、乙種 1～6 類、丙種
- ▷ 試 験 場 大阪工業大学
- ▷ 願書受付日 9月16日、17日
- ▷ 受 付 場 所 大阪府職員会館

## 今回の講習は乙 4 と丙種

甲種養成講習は第 3 回 (12/7) 試験に

受験準備講習は、今回、乙種第 4 類、丙種について、別掲の日程により実施し、甲種並に乙種 1、2、3、5、6 類用の講習は第 3 回試験 (12月 7 日、府大) に対応して 11 月中旬に実施する。

(休)、(夜)コースは電話(531-9717)で予約下さい。

乙 4 講習、今回は守口で、  
 次回は泉佐野で実施

なお今回、乙種 4 類の講習は、恒例の大阪、堺、茨木の他に、守口会場を設定した。これは試験場が大阪工大であるため、北部とくに京阪沿線の受験者の便宜を考慮したもので、次回12月 7 日の試験 (試験場、府立大学) に際しては、南部地区で講習会場を泉佐野市に増設する予定である。

## 保安講習 (61年度中期)

### 11月 枚方、12月 高槻、大阪

後期は 2 月に、大阪、堺、富田林

大阪府主催の昭和61年度 (年内) 危険物取扱者保安講習が、次のとおり実施される。

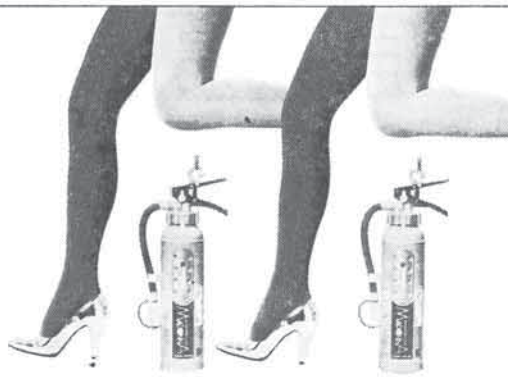
受講希望者は早急に所定の往復ハガキ申込書 (各消防署で配布) を送付されたい。なお、後期は61年 2 月に、大阪、堺、富田林で行われる予定。

年内保安講習日程

11月28日 (金)	枚方市市民会館
12月 4 日 (木)	高槻市消防本部
12月 9 日 (火)	大阪府職員会館
12月11日 (木)	大阪府職員会館

安全が見える窓つき またひとつ超えました。

安心小窓がついた  
**モリタの消火器**  
**MADONNA**  
 火災御見舞金(最高20万円まで)つき  
 ① 農田ポンプ株式会社



## 危険物施設の事故例

### 工事により配管折損、重油流出

昭和60年8月、東京都内の一般取扱所において、隣接工場の解体工事中A重油の送油配管を折損し、A重油7,500ℓが漏洩し、公共下水に流出する事故が発生した。

#### 〔事故の概要〕

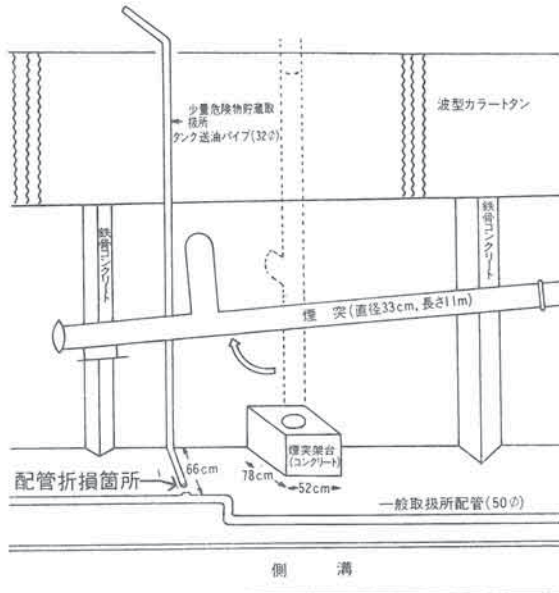
ピアノ線を製造する事業所の一般取扱所（炉、ボイラー等）の屋外部分の送油（A重油）配管が、隣接酸洗工場の解体工事に伴う屋外部分煙突の転倒により少量危険物貯蔵

取扱所施設への分岐部分で折損し、当該部分から屋外タンク貯蔵所（許可数量：A重油23,000ℓ）に貯蔵してあったA重油7,500ℓが、敷地内配水溝及び下水配管を経て公共下水に流出したものである。

なお、本事故は、付近住民の油臭がするという通報により消防隊が調査し発見したもので、当該事業所関係者、工事関係者等は、この流出事故には気づかなかったものである。

また、危険物施設等の建物改築工事を実施する場合は、危険物取扱者が立会いをするとともに、工事関係者に対して当該危険物施設に対する十分な説明及び保安対策の指導を行う必要があると思われる。

（全国危険物安全協会連合会 提供）



漏洩箇所付近図

### 給油取扱所 ガソリン漏洩

昭和61年2月、大阪市内の給油取扱所において、ポンプ室から、約4500ℓのガソリンが長期にわたり漏洩して、地中に浸透し下水道内等に流れ込み、一時は火災警戒区域まで設けられ、地中に浸透したガソリンを回収する事態が発生した。

#### 〔事故の概要〕

昭和61年1月に、この給油取扱所のガソリンの帳簿数量と専用タンクの在庫量とに食い違いが出て来たため、A点検業者が調査したところ、廃油タンクの漏洩検知管4本からガソリンが検出された。又、ポンプと地下配管を接続するフレキシブル管に、油のにじみが発見されたので、この配管を取替え点検を終了した。

2月上旬になって、B業者がガソリンの回収井戸を設置したい旨、所轄消防署に相談が来たため、ここで初めて消防機関に漏洩事故の発生の情報もたらされた。

消防署員の調査により、この給油所前面の道路にある下水道マンホールから爆発範囲にある可燃性ガスが検出され

# 消防点検は…マルナカ



マルナカは、社会に「安心」を提供する防災のプロフェッショナルです。

大阪本社 〒530 大阪市北区中崎西4丁目2番27号 TEL (06)371-7775(代)

東京本社 〒113 東京都文京区本駒込5丁目73番5号 TEL (03)944-0161(代)

神戸マルナカ 〒653 神戸市長田区東尻池町3丁目4番19号 TEL(078)681-5771(代)



たため、給油所の全面使用停止命令が出されるとともに、歩道及び車道の一車線を交通遮断し、火災警戒区域を設定された。

なお、発生後1ヶ月間の油の回収量は約3500ℓとなっている。

#### 〔問題点及び対策〕

(1) 施設機器は、定期に保守点検を実施すること。(ほと

んどの漏洩検知管キャップが、変形して開かなかったり、計量機の指示数が記録されていなかった等)

- (2) ポンプ室床面は、防水モルタル塗りすること。
- (3) 出入荷量のチェック、計量機の指示数の記録等、内部規程に定められた日常の点検を確実に実施すること。
- (4) 危険物保安監督者及び従業員に対し、安全管理のための教育を徹底させること。
- (5) その他。

### 給油取扱所 配管腐食により軽油漏洩

昭和60年10月、東京都内の給油取扱所において、懸垂式給油設備のキャノピー上部へ至る配管部分より軽油約20ℓが漏洩する事故が発生した。

#### 〔事故の概要〕

営業用給油取扱所(昭和38年1月設置)の懸垂式給油設備の地下タンクから軽油ポンプを経てポンプ室壁体を貫通してキャノピー上部へ至る配管(グラスウール及びビニルテープにより被覆)の立上りエルボ部分に、腐食によるものと思われる亀裂が生じ、この部分から軽油が漏洩し、ポンプ室の壁体に浸透するとともに、その一部が排水溝から油分離槽内に滞留したものである。

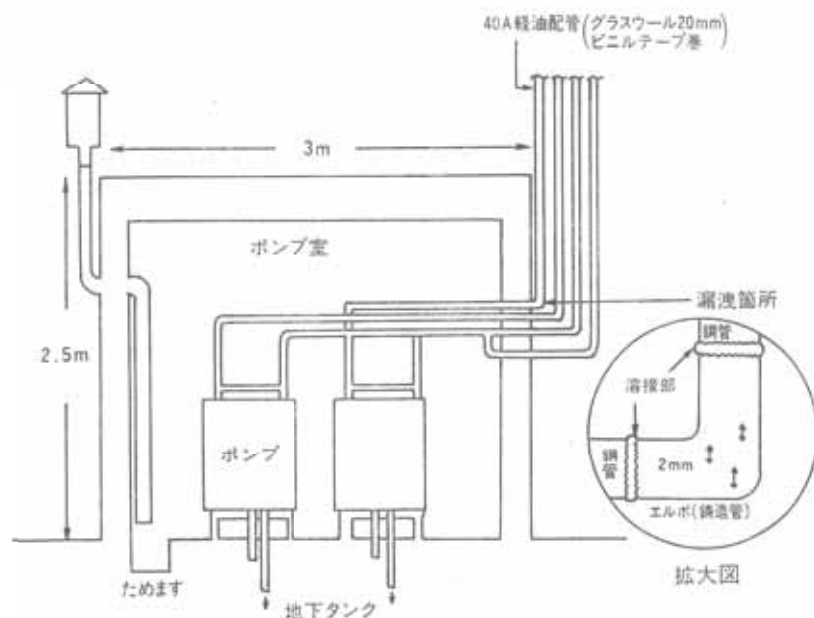
なお、事業所の保安監督者は、9月15日頃、日常点検時に漏洩に気づき、業者に修理を依頼し、代理人(業者)申請により、配管全面取換とする変更許可を受けるまでの

間、短期間だと思ひ、漏洩箇所を布を巻き、ビニルテープでとめる程度の措置をしたのみで、継続使用をし、事故に至ったものである。

#### 〔問題点及び対策〕

- (1) 断熱被覆をしてある配管については、配管と断熱材の間に雨水等が浸入し、腐食し易いので随時点検(キャノピー上部に昇る等)をするとともに、給油時にエアの混入等の異常がないか注意をする必要がある。  
この位、腐食が部分的に認められる場合又は、断熱被覆が部分的に破損し、雨水等の浸入が予想される場合には、当該部分の保護材をはがすなどして、その状況を確認する必要がある。
- (2) 漏洩等を発見した場合は、適正な応急措置を講ずるとともに、消防機関に通報すること。
- (3) その他

(全国危険物安全協会連合会提供)



漏洩箇所付近図

一般取扱所 乾燥炉より出火

昭和60年12月、東京都内において、建築用アルミニウム板を製造する事業所の一般取扱所(延2,041㎡)内において、運転中のアルミニウム塗装ライン(ポリエステル樹脂:2石油類の危険物をコーティング)の乾燥炉内より出火、爆発する事故が発生した。

〔事故の概要〕

当日、従業員(危険物無資格者)が、コーティングロールの塗布以外のロール部分に飛散付着した塗料をシンナーのみこんだガーゼで拭き取り作業中、誤ってガーゼをロールに巻き込まれてしまったために、0.1mmに設定されているロール間隔が0.6mmになってしまい、アルミニウム板上に通常の6倍量が塗布されて乾燥炉内に入ったことにより、爆発範囲内に達した可燃性ペーパーが、遠赤外線ヒーターにより引火したものである。なお、異常の発生した時点で、塗料の供給を停止させたが、機械が停止したのは約1分後であった。この事故により、一般取扱所の断熱材が若干損壊し、1,154㎡が損壊した。

〔問題点及び対策〕

- (1) 塗料槽から下側ロールに流れ出す塗料の拭き取り作業の自動化
- (2) 塗装ロール間隙の拡大等異常発生時の自動塗布停止装置の設置
- (3) 乾燥炉内可燃性ガス濃度検出時間の短縮及び一定濃度における自動塗布停止装置の設置
- (4) 乾燥炉、熱風吹付炉の爆発放散口の設置
- (5) 従業員に対する安全管理教育の徹底
- (6) その他

(全国危険物安全協会連合会 提供)

質疑応答

〔行政事務資料として、府県から消防庁に質問回答されたもの〕

配管による灯油の供給施設に関する疑義について (北海道)

標題のことについては、昭和44年11月26日付け消防予第269号で示されているところですが、下記のことについて疑義を生じましたので御教示願います。

記

- 1 階層住宅等に灯油を循環方式で供給する燃料タンクは建築物付近に設けられた地下タンクとして示されていますが、燃料タンクを当該建築物内に屋内タンクとして設置することは認められるか。
- 2 1において建築物内に屋内タンクとして設置することが認められる場合、当該タンクは一般取扱所における取扱タンクとして規制してさしつかえないか。

消防庁回答(消防危第126号 60.11.8)

- 1 設問の場合、次の各号に適合する場合は、認めてさしつかえない。
  - (1) 主タンクの位置、構造及び設備は、危険物の規制に関する政令(以下「政令」という。)第12条第2項(第1項第3号を除く。)に掲げる屋内タンク貯蔵所の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの位置、構造及び設備の例によること。
  - (2) 主タンクには、政令第20条に定められた消火設備(屋内タンク貯蔵所に係るものに限る。)設置すること。
  - (3) 主タンクの上部は、最下段に設けられる個別タンクより下にあること。
- 2 さしつかえない。



暮らしに安心と安全をお届けする

- 屋内外消火栓設備
- スプリンクラー設備
- ドレンチャー設備
- 泡消火設備
- ガス消火設備
- 粉末消火設備
- 自動火災報知設備
- 避難設備

創業30年の実績と経験で信頼いただく  
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検  
株式会社 三和商会

本社 大阪市西区江戸堀1丁目2番21号  
〒550 電話(06)443-2456(代)  
平野営業所 大阪市平野区長吉出戸2丁目4番6号  
〒547 電話(06)707-3341



## 危険物の判定について (滋賀県)

下記の防錆剤は危険物又は準危険物に該当するか、また、該当すればその類及び品名は何か御教示願います。

記

- 1 物品名 (商品名につき略)
- 2 成分 (略)
- 3 用途 自動車下回り(アンダーフロア)用の防錆剤
- 4 性質 (1) 引火点 41℃ J I S K 2274 (ペンスキー マルテンス密閉式)  
(2) 比重 0.90 (25℃)  
(3) 粘度 45000 C P S ~ 70000 C P S  
(4) 20℃及び40℃において液状ではない  
(5) その他別添資料(略)のとおり

消防庁回答(消防危第116号 60.10.21)

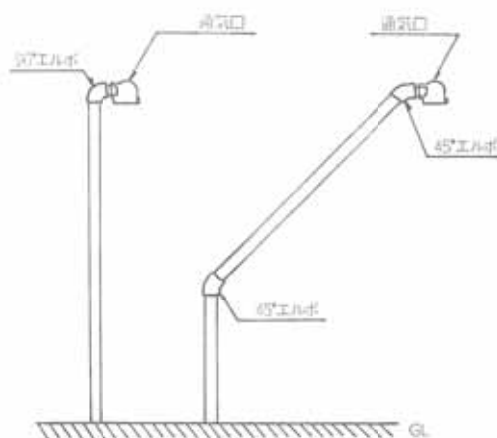
設問の物品は、消防法施行令別表第二に掲げる第4類第二種引火物に該当する。

## 通気管ヘッドについて (福岡県)

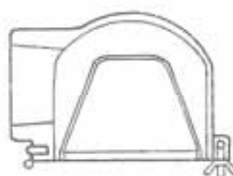
地下貯蔵タンク等に設ける通気管ヘッドの構造及び材質について、別添図のような申し出があったが、危険物の規制に関する政令第20条第3項に規定する技術上の基準に適合するものと認めてさしつかえないか、ご教示願います。

消防庁回答(消防危第68号 60.5.30)

認めてさしつかえない。



通気管の概要図



ヘッド側面図



ヘッド立面図

## 危険物設備の設計・施工 保安点検・検査

設備の安全を創造する

①新栄プラント建設株式会社

本社 大阪市南区南船場2丁目7番14号  
〒542 (大阪写真会館)  
電話 大阪(06) 271-5588(代)

## 空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計  
遠隔式警報ユニット液面計  
各種液体タンク用液面計  
フロートスイッチ・微圧スイッチ  
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全  
ローコストを追求する

# GIKEN

TEL 06(358)9467(代表)



## 株式会社技研

〒530 大阪市北区天満4丁目11番6号 工技研ビル ☎358-9467-8

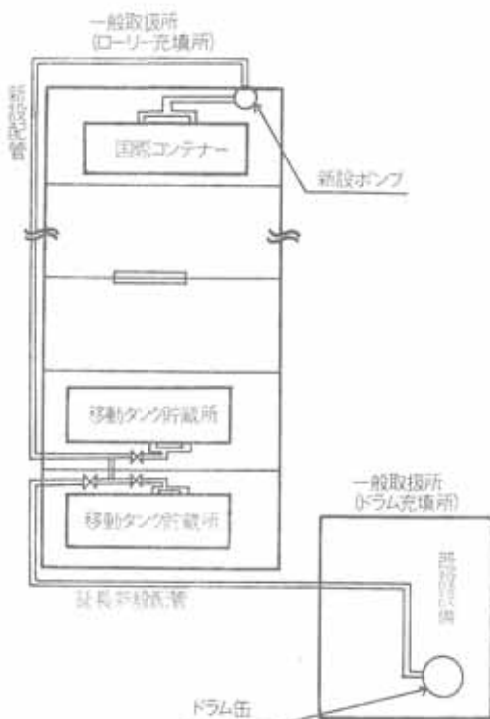


国際輸送用タンクコンテナ式移動タンク  
貯蔵所から移動タンク貯蔵所及びドラム  
缶に充填することについて (神奈川県)

標記のことについて次のとおり照会がありましたのでご  
教示ください。

施設、設備の概要

既設一般取扱所(ローリー充填所で第4類第1、2、3、4  
石油類、メチルエチルケトン、さく酸エステル類及び動植  
物油類5,200倍)に、空気駆動の固定式ポンプ、配管(2イン



施設概要図

チ S U S 304) 及び金属フレキシブルホースを新設し、国  
際輸送用タンクコンテナ式移動タンク貯蔵所から移動タン  
ク貯蔵所へ充填する。ここから更に配管を延長し隣接する  
一般取扱所(ドラム充填所で第4類第1、2、3、4石油  
類、アルコール類、メチルエチルケトン、さく酸エステル  
類及び動植物油類1,210.8倍)においてドラム缶に充填す  
ることを計画している。なお、コンテナは車両に積載した  
状態にしておく。

照会事項

1 国際輸送用タンクコンテナ式移動タンク貯蔵所から移  
動タンク貯蔵所への充填については、次のいずれにより  
考えればよいか。

- (1) 昭和41年2月8日付け自消丙予発第22号にいう一般  
取扱所における取扱いとして可とする。
- (2) 昭和52年3月25日付け消防危第46号のとおり、移動  
タンク貯蔵所間の移し替えであるので認めない。

2 ドラム缶への充填については、次のいずれにより考え  
ればよいか。

- (1) 昭和40年7月15日付け自消丙予発第125号の回答に  
いう貯蔵に伴う取扱いとは認められない場合に該当す  
る。
- (2) 昭和51年11月11日付け消防危第87号に示す移動タン  
ク貯蔵所における危険物の取扱いとして認められる場  
合に該当する。
- (3) 配管を他の取扱い工程と共用しているため、昭和56  
年7月3日付け消防危第83号の危険物の取扱い工程の  
一部に移動タンク貯蔵所が組み入れられて使用される  
場合となるので認められない。

消防庁回答(消防危第117号 60.10.21)

1及び2

設問の場合は、一般取扱所における取扱いとして認め  
てさしつかえない。



# ハイテクテク。

常に防災の歴史とともに歩みつづけ、  
さらに未来に向かってハイテク防災空間を拡げつつあるヤマト。  
防災のトータルプランナーとして、確実に前進をしています。

消火装置 消火器 警報装置 避難設備 各種防災機器

● 防災のトータルプランナー

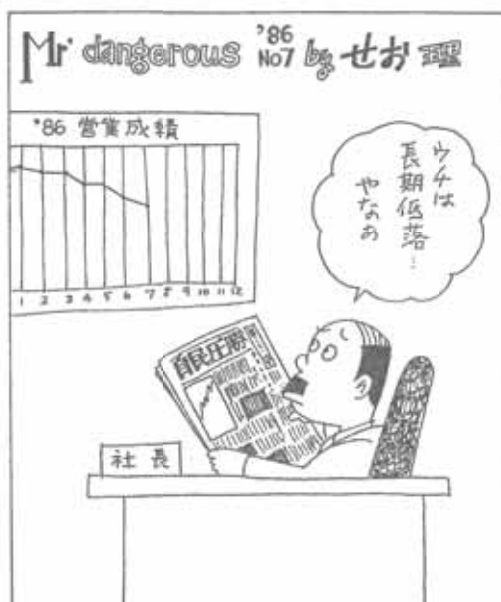
## YAMATO

ヤマト消火器株式会社

■ 本社 千537 大阪市東成区深江1-7-11 TEL.(06)976-0701(特)

■ 東京本社 千108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)446-7151(特)

SINCE 1918



液状でない塗料の判定について (神奈川県)

別添資料に示す製品について下記の疑義が生じたので御教示ください。

記

- 1 この製品のように、20℃、40℃のいずれにおいても液状とならない塗料は、危険物に該当するか。
- 2 1において危険物に該当するばあい、この製品は危険物の規制に関する規則別表第一のいずれの品目となるか。

別添資料 (省略)

消防庁回答 (消防危第90号 60.7.15)

- 1 設問の物品は、消防法別表に掲げる危険物に該当しない。なお、当該物品は消防法施行令別表第二に掲げる第4類第一種引火物に該当するので念のため申し添える。
- 2 1により承知されたい。

創立20周年、河内長野市危険物部会

河内長野市防火協会危険物取扱者部会では、本年、部会設立20周年を迎え、6月27日午後、市民会館で、会員多数出席し、記念式を兼ね61年度総会を開催した。総会後懇親会を催し、部会員の親睦を図るとともに、危険物の安全管理の充実強化を誓い、また全部会員には記念品が贈呈された。



市民会館で、創立20周年記念式

会長人事 (この春の総会で次の会長が改選された。)

- ▷大阪市危険物安全協会々長 宮入 伯允
- ▷堺市・高石市防災協会連合会々長 嶋田 直栄
- ▷豊中防火安全協会々長 國貞 忠夫
- ▷八尾火災予防協会々長 村本平太郎
- ▷高槻市火災予防協会々長 大矢 逸男
- ▷島本町火災予防協会々長 川崎 晃義
- ▷泉南市火災予防協会々長 梶本 茂夫

点検記録表、標識類

点検記録表、各種申請様式、各種標識類は当会であっせんいたしております。

大阪市危険物安全協会 (531-5910)

**正確な判断と適切な守りが安全のポイント**

ハツタ消火器・自動消火器・消火装置をお役立てください。

会社や事務所ではO A、工場ではF A、ご家庭ではH Aとハイテク時代はどんどん進み、私達の生活は大きく変わります。でも、安全を願う心はいつの時代も同じ。ハツタは、常に安全確保のため真剣に取り組んでいます。

消火器・消火装置の総合メーカー

**株式会社 初田製作所**

本社工場 / 大阪府枚方市相模田3-5 〒573 TEL (0720) 56-1281/0  
 東京支社 / 東京都港区芝大門2丁目6-7 〒105 TEL (03) 434-4841  
 大阪支社 / 大阪府西淀川区千舟1丁目5-47 〒555 TEL (06) 473-4870  
 営業所 / 東京都・東京都・北海道・仙台・新潟・埼玉・横浜・静岡・名古屋・北陸・大阪・京都府・岡山・広島・徳島・松山・小倉・九州

## 危険物取扱者養成講習ご案内

昭和61年度第2回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験準備講習会を開催いたします。

### 1. 日時・会場

期 別	講 習 日	時 間	会 場
乙 種 第 4 類	1 期	9月25日(木)、9月29日(月)	大阪府商工会館
	2 期	9月24日(水)、10月3日(金)	大阪府商工会館
	3 期	10月2日(木)、10月3日(金)	堺市立勤労会館 (高野線堺東駅ヨリ13分) (阪堺線宿院駅ヨリ6分) (安井町バス停ヨリ3分)
	4 期	10月6日(月)、10月7日(火)	茨木市商工会館 (茨木駅ヨリ約13分)
	5 期	9月26日(金)、10月9日(木)	守口市民会館 (地下鉄 守口駅前)
	6 期 (夜)	9/29(月)、10/1(水)、10/3(金)、 10/6(月)、10/8(水)	大阪府商工会館
	休日コース	9月15日(祭)、9月23日(祭) 10月12日(日)	大阪府立労働センター (地下鉄天満橋駅西へ約5分)
丙 種	10月8日(水)	10時～16時	大阪府商工会館

### 2. 受付期間と場所

受 付 場 所	日 時	
豊中市消防本部内 (阪急宝塚線・豊中駅より南へ5分)	豊中防火安全協会	9月3日(水) 午前10:00～11:30
茨木市消防本部内	茨木市災害予防協会	9月3日(水) 午後2:00～4:00
東大阪市西消防署内 (近鉄・小坂駅北へ6分)	東大阪市西防火協力会	9月4日(木) 午前10:00～11:30
(地下鉄・守口駅前)	守口消防署	9月4日(木) 午後2:00～4:00
岸和田市消防本部内	岸和田市火災予防協会	9月5日(金) 午後2:00～4:00
堺市消防署内 (阪堺線・大小路駅前)	堺防災協会	9月8日(月) 午後2:00～4:00
四ツ橋ビル8階 (地下鉄・四ツ橋駅北出口2号)	財大阪府危険物安全協会	9月12日(金) 午前10:00～午後4:00 又は9月22日(月) (正午～1時休)

### 3. 夜間コース、休日コースの申込方法

夜間(定員60名)、休日(定員名150)コースは電話(06-531-9717)で予約受付、定員に達し次第締切。

### 4. 受講会費(テキスト代を含む)

種 別	会 員	会 員 外	備 考
乙 種 4 類	8,000円	10,000円	
6 期(夜)	10,000円	12,000円	
休 日 コ ー ス	12,000円	14,000円	もぎテスト実施
丙 種	3,500円	4,500円	